

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
2 人権が尊重される社会の形成					
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組					
配偶者等からの暴力の防止					
ア 被害者等への支援					
88	配偶者暴力相談支援センター機能の充実(ウィメンズプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談 ウィメンズプラザを配偶者暴力に関する総合的な相談窓口として、関係機関と連携しながら、被害者・関係者からの相談に対応し、被害者の状況に応じた助言と情報提供を行います。</li> <li>特別相談 法律相談 配偶者暴力被害などで法的な問題について、弁護士による面接相談を行います。 精神科医師による相談 配偶者暴力被害者の心理面での健康回復を目的として、面接相談を行います。</li> <li>被害者自立支援講座 配偶者暴力被害者の自立促進援助を目的に、心理的サポートと自立支援情報の提供を行う講座を実施します。</li> </ul>	開設時間 9:00~21:00(年末年始を除く)  <ul style="list-style-type: none"> <li>法律相談 週2回</li> <li>精神科医師による相談 週1回</li> </ul>	(27,977)	生活文化スポーツ局
	(女性相談センター)	女性相談センター 一時保護等に関する相談を実施します。また、緊急の保護を必要とする女性被害者等の一時保護等を行います。	毎月(月4回講座)	1,534	
89	婦人相談員の配置	女性相談センター等に婦人相談員を配置し、日常生活上の問題や悩みについての相談に応じ、必要な援助を行います。	(No.88参照)	(235,532)	福祉保健局
90	配偶者暴力被害者支援基本プログラム等の作成及び活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者支援基本プログラム 相談から自立にいたる段階に応じて関係機関の機能や役割を体系的に示し、被害者の状況や意思に基づいた適切な支援を行うために、プログラムを作成し、その活用を図ります。</li> <li>子どものケアプログラム 関係機関が共通の認識を持って被害者やその子どもと対応するために、子どものケアに関する体系的なプログラムを作成し、その活用を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法改正等に応じた「配偶者暴力被害者支援プログラム」の内容の見直し</li> <li>関係機関への周知・活用促進</li> </ul>	-	生活文化スポーツ局
			「子どものケアプログラム」の作成 作成部数 3,600部	491	
91	配偶者からの暴力への対応	生活安全相談センター及び各警察署において、配偶者からの各種暴力事案に係る相談に対応します。	通常業務を通して実施	-	警視庁

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
92	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護対策等	・被害防止措置 配偶者暴力防止法に基づき、暴力の制止その他の被害の発生を防止するための被害防止措置及び関係機関・団体との相互連携協力を行います。	通常業務を通して実施	-	警視庁
		・警察署長等の援助 法令に基づき、被害者から警察署長等に対し、被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出を受け、申出が相当であると認めるときは、被害者自らが行う安全確保策等を教示するとともに、被害者の住居を知られないようにするなど、配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行います。	通常業務を通して実施		
		・保護命令違反の取締り 配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の取締りを行います。	通常業務を通して実施		
イ 自立生活再建のための支援					
93	子どもに対する講座の実施	配偶者暴力のある家庭の子どもを対象に、心の傷の回復を支援するため、遊びを通じた精神的なケアを図る講座を実施します。	月1回 定員15人	768	生活文化スポーツ局
94	自立生活スタート支援事業	様々な困難に直面している施設利用者の新生活へのチャレンジを支援するため、相談対応・情報提供を行うとともに、現行制度の利用が困難な方へ転居資金(敷金・礼金等)、就職支度金、技能習得資金の貸付を行います。	転居資金、就職支度金、技能習得資金の貸付	-	福祉保健局
95	都営住宅を活用した被害者の住宅の確保	・単身被害者の都営住宅への入居を実施します。	・年4回募集(2月、5月、8月、11月)	-	都市整備局
		・ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当てを行います。20歳未満の子どもがいる被害者をひとり親世帯とみなします。	(No.66参照)	-	
		・住宅に困窮する事情が多様化している現状を踏まえ、配偶者暴力被害等により従前の住居に居住することが困難となった世帯に対する優先入居を実施します。	・年2回募集(5月、11月) 当選率が一般の世帯に比べて5倍程度になる優遇抽選を行います。	-	
96	ITボランティア講座	被害者の就労に役立つパソコン技術の習得を支援するため、民間ボランティア等と連携し、IT講座を実施します。	月2回 定員5人程度	-	生活文化スポーツ局
97	しごとセンターにおける支援	・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングや再就職支援セミナーを実施するほか、能力開発、職業紹介を行うなど、就職活動を支援します。  ・被害者に対して適切な対応ができるよう、相談員や受付窓口担当者等に対する研修を実施します。	・しごとセンター及び同多摩拠点における支援	770,947	産業労働局

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
98	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	(No.61参照)	(1,390)	福祉保健局
99	職業訓練の実施(母子家庭の母等に対する職業訓練)	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	(No.65参照)	(647,335)	産業労働局
100	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等・自立支援センターにより、職業情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。	(No.57参照)	(11,660)	福祉保健局
101	ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。	(No.58参照)	(10,918)	福祉保健局
102	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給するとともに、短期間の有期雇用者を常用雇用へ転換した事業主に一時金を支給します。	(No.60参照)	(6,054)	福祉保健局
103	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	(No.62参照)	-	福祉保健局
104	児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭に対する児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。	(No.63参照)	(9,864,848)	福祉保健局
105	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	(No.64参照)	(4,683,000)	福祉保健局
106	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	(No.59参照)	(148,545)	福祉保健局
<b>ウ 普及・啓発</b>					
107	講演会等の開催	配偶者暴力の防止に向け、配偶者暴力に関する正しい知識、理解の促進のため、講演会等を実施します。	配偶者暴力防止講演会の開催 年1回	289	生活文化スポーツ局
108	啓発用パンフレット等の作成・配布	配偶者暴力防止に関するパンフレット等を広く都民や関係機関等に配布し、暴力に対する理解を促します。	法改正に伴う配偶者暴力啓発パンフレットの作成 作成部数 40,000部	420	生活文化スポーツ局

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>エ 人材の育成・連携の強化</b>					
109	職務関係者研修	配偶者暴力被害者とかかわりのある関係機関（保健、医療、福祉、警察、学校等）の職員に対して、配偶者暴力の実態、法制度、支援に必要な情報・技術（二次被害の防止を含みます。）を提供します。	年延べ12回	518	生活文化スポーツ局
110	民間人材の養成	民間団体とも協力して、民間団体の活動に有用であるボランティア等の人材を養成し、活用できる仕組みづくりを進めます。	人材育成講座の実施 ・基礎コース ・フォローアップ研修	1,144	生活文化スポーツ局
111	配偶者暴力対策ネットワーク会議の設置・運営	都、区市町村、警察等関係機関の連携強化を図り、配偶者暴力対策を総合的に推進するため、都における広域連携ネットワークを構築します。	・配偶者暴力対策ネットワーク会議 年3回 ・施策推進部会 年10回（うち専門ワーカー6回） ・実務者連絡部会 年6回（うち研修会2回）	1,462	生活文化スポーツ局
112	区市町村地域連携モデル事業	区市町村を中心とした支援体制を構築するため、配偶者暴力相談支援機能の充実、地域のネットワークづくりのための支援事業を試行します。	・相談担当職員インターン制度の実施 1回1人1週間年10回 ・被害者支援地域連携事業の実施 アドバイザー等派遣2か所10回	2,514	生活文化スポーツ局
113	DV防止等民間活動助成事業	民間団体等が自主的に行う配偶者暴力対策に関する事業を助成し、民間の活動を支援します。	・アドバイザー派遣 ・民間施設の基盤の強化・充実 ・活動支援	5,000	生活文化スポーツ局
114	調査・研究	都における相談事例の分析など、配偶者暴力の被害や自立支援に関する実態把握に努めていきます。	東京都配偶者暴力対策基本計画に基づいて実施	-	生活文化スポーツ局
<b>性暴力・ストーカー等の防止</b>					
<b>ア 被害者等への支援</b>					
115	相談・一時保護	ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。	・東京ウィメンズプラザの総合相談等で対応（No.88参照） ・女性相談センター（多摩支所を含む）の運営（No.88参照）	(27,977) (235,532)	生活文化スポーツ局 福祉保健局
116	来日外国人女性緊急保護事業の補助	緊急に保護を求める外国人女性に対する保護体制の充実を図るため、外国人女性の緊急保護を実施する法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助します。	緊急保護施設 1か所 （No.88の事業の一部として実施）	(7,200)	福祉保健局
117	女性に対する相談体制の充実	鉄道警察隊分駐所に痴漢被害相談所を設置し、また、女性警察官が配置されている交番に女性の安全相談所を開設し、女性警察官が女性の被害や相談等の受理に当たり、性犯罪等の防止と相談しやすい体制の充実を図ります。	・鉄道警察隊分駐所に「痴漢被害相談所」を開設 ・8警察署8交番に「女性の安全相談所」を開設し女性警察官が対応	-	警視庁
118	情報提供、相談、カウンセリング機能の充実	「犯罪被害者ホットライン」により、被害者からの相談に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制の整備、充実を図ります。「被害者の手引き」の交付により、各種情報提供を行います。	・「被害者の手引き」（身体犯用） 8,000部 ・英語版「被害者の手引き」（身体犯用） 4,000部	890	警視庁

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
119	性犯罪被害者に対する支援	性犯罪被害者の治療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	通常業務を通して実施	(10,206)	警視庁
120	性犯罪被害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。</li> <li>性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充</li> <li>性犯罪捜査員以外の者に対する指導教養の実施</li> <li>捜査資器材の整備</li> </ul>	-	警視庁
121	性暴力、性犯罪への対応と取締り強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成強化を図ります。</li> <li>「犯罪被害者支援推進月間」を実施し、性犯罪被害者に対する処遇の適正と捜査の徹底を図ります。</li> <li>児童ポルノ・児童買春等の根絶に向けて、取締体制の強化及び少年相談専門職員等による相談・保護の充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪捜査員の積極的運用</li> <li>性犯罪対策の効果的推進</li> </ul>	-	警視庁
<b>セクシュアル・ハラスメントの防止</b>					
<b>ア 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策</b>					
122	セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議の開催	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハラスメントの防止を図ります。	・会議の開催 年数回	588	総務局
123	セクシュアル・ハラスメント相談員の設置	各局にセクシュアル・ハラスメント相談員を設置して、職員からの相談・苦情を受け、また職員に対して適切な指導及び助言を行います。	・各局で実施	-	各局
124	セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	・講師養成研修「男女平等推進科」 セクシュアル・ハラスメント相談員及び局の人権・セクハラ研修の講師を対象に男女平等参画についての研修を行います。	・対象者 各局人権・セクハラ研修講師及びセクハラ相談担当者 40名 年1回開催	117	総務局
		・講師養成研修「人権・同和問題科」 管理職及び管理職候補者を対象にセクシュアル・ハラスメントに関する研修を行います。	・対象者 管理職及び管理職候補者 各120名 年2回開催	1,082	
		職員を対象に男女平等参画についての研修を実施します。	各局で実施	-	各局
		公立学校の初任者研修や10年経験者研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育管理職研修</li> <li>・初任者等研修</li> <li>・10年経験者研修</li> </ul>	-	教育庁



	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局	
	イ 相談・普及啓発					
	125	セクシュアル・ハラスメント防止に関する労働相談等	労働者、使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	(No.9参照)	(21,303)	産業労働局
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援					
	ア 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援					
	126	周産期母子医療体制の整備	周産期医療は、妊娠合併症や分娩時の新生児仮死への対応等緊急性の高いものが多く、迅速に適切な医療を行うことが母・児の生命や治療後の経過を左右するため、出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周産期母子医療センターの運営費補助 2 2 施設 NICU 195床</li> <li>・周産期医療施設等の整備 5 施設</li> <li>・周産期医療協議会の開催 7 回 (協議会 3 回、部会 4 回)</li> <li>・多摩地域周産期医療連携強化事業 1 2 施設</li> <li>・その他(周産期情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期施設オープン病院化モデル事業等)</li> </ul>	249,333	福祉保健局
	127	小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急医療の整備に要する費用の補助や、全都における小児の二次救急医療体制を確保するほか、より専門性の高い小児三次救急医療体制を確保するためのネットワークを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児初期救急運営費補助事業 平日夜間診療 5 3 地区</li> <li>・小児初期救急医療施設等整備費補助 施設整備 2 所 設備整備 3 所</li> <li>・休日・全夜間診療(小児) 全都 6 0 施設 72床 / 日</li> <li>・休日・全夜間参画医療機関整備費補助(小児) 施設整備 2 所 設備整備 2 所</li> <li>・小児三次救急協議会</li> </ul>	184,665	
				29,880		
				817,487		
				97,320		
				6,983		

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
128	母子保健医療に関する相談事業	・ 電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談) 母子の健全な育成を図り、また、小児救急医療の前段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、都民を対象として母と子の健康や育児に関する不安や悩みについて、保健師や助産師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。	通年実施	34,190	福祉保健局
		・ SIDS電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、死産などで子どもを亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。	通年実施	2,610	
		・ TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子どもの事故防止等に関する情報を365日24時間、電話(音声自動応答システム)とファクシミリにより提供します。	通年実施	3,787	
		・ 東京都こども医療ガイド 育児経験の少ない親などを対象に、子どもの病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどをホームページで、動くキャラクターと音声による会話形式の親しみやすい形で情報提供します。	インターネットによる情報提供	18,232	
129	医療費の助成等	・ 妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等により患っている妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ67人(区部を除く)	4,873	福祉保健局
		・ 入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	実人員 920人 延べ 6,795人	128,700	
130	不妊治療費の助成	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用を助成し、次世代育成支援の一助とします。	延べ 4,110人	828,532	福祉保健局

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
イ 各年代に応じた健康支援及び性教育					
131	生涯を通じた女性の健康支援	女性の健康支援のための知識の普及と心身の健康に関する相談指導や不妊に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。	・相談指導（相談指導員養成） 通年	4,701	福祉保健局
132	女性のがん対策強化事業	乳がんに関する普及啓発に加えて、現在、区市町村が実施している乳がん等5つのがん検診の受診率を向上させ、がんの早期発見に結びつけるため、がん予防やがん検診に関する知識の普及を図ります。	・普及啓発（ポスター・ライトアップ等）	16,972	福祉保健局
133	女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制、1人あたりの診療時間は30分程度 ・都立病院（3か所） 大塚病院（週4回）、墨東病院（週3回）、府中病院（週3回） ・東京都保健医療公社（2か所） 大久保病院（週1回）、多摩南部地域病院（週1回）	-	病院経営本部
134	こころの健康づくりの推進	こころにゆとりのある人を増やすため、上手な休養のとり方やストレス対処方法に関する普及啓発を行うとともに、メンタルヘルスの対策が遅れている中小企業における職場での取組を支援します。	・モデル事業（区部1か所、多摩地域1か所）	1,255	福祉保健局
135	自殺総合対策東京会議（仮称）の設置・運営	保健、医療、福祉、労働、教育、警察などの関係機関により、自殺対策の社会的推進のあり方を検討するとともに、相互連携のもと協働して総合的な対策を進めます。	1協議会、3分科会	2,423	福祉保健局
136	自殺実態調査の実施	東京における自殺の実態について、地域別に把握するなど、調査・分析を行い、自殺対策の推進・評価の基礎とします。	基本調査1回、専門調査2回	8,775	福祉保健局
137	自殺問題に関する普及啓発	自殺問題の実態や社会的取組の必要性について、都民、企業などの理解の増進と協力を進めるため、関係機関とともに都民的な運動を展開します。	2回/年	22,163	福祉保健局
138	「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、周囲の人の顔色や態度などで自殺のサインを読み取り、専門家を紹介するなど、自殺を未然に防止する役割を担う「ゲートキーパー」を養成します。	10回/年、500人養成（指導者）	1,840	福祉保健局
139	「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。	支援マニュアル 2,000部	5,717	福祉保健局
140	かかりつけ医による「うつ」の診療体制の強化	重症化すると自殺に至るおそれがある「うつ病」について、かかりつけ医による早期発見と適切に専門科医療へ繋げる体制を整備します。	5回2地区	1,463	福祉保健局
141	夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜帯における電話相談	18,482	福祉保健局



	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局		
142	自殺者の遺族に対する支援策の検討	大きな衝撃を受ける遺族への適切な情報提供や精神的なケアの仕組みなどの支援策について検討します。	リーフレット 3,000部	308	福祉保健局		
143	性感染症対策・エイズ対策	・性感染症検査 保健所で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めています。	25,400件	32,647	福祉保健局		
		・性感染症普及啓発活動 パンフレットを作成し、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	15,000部			1,135	
		・エイズ相談検診体制 エイズの早期発見、感染の潜在化を防ぐため、HIV検査を保健所で実施します。検診・相談を通じてエイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。保健所・病院では対応できない土・日・夜間の無料検査機関(東京都南新宿検査・相談室)を整備し、検診を実施します。	・HIV検査 土日夜間常設検診機関 区部 1所 都保健所 週1回 多摩地域検査・相談室 毎週土曜	216,927			
144	エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街に集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点(ふぉー・てぃー)事業を通年で実施するとともに、繁華街での広報活動により情報発信を強化するなど、さらに効果的に予防啓発を図ります。	「ふぉー・てぃー」事業の通年実施、広報活動の強化	28,773	福祉保健局		
145	エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士(=ピア)と一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を保健所と協力しながら実施します。	・ピアエデュケーターの養成	15人	3,700	福祉保健局	
			・スーパーバイザーの養成	3人			
			・ピアエデュケーターの派遣	40回			
146	学校における性教育の改善・充実	各学校における性教育の全体計画及び年間指導計画等の工夫や作成について、「性教育の手引き」等を活用して、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいて性教育を適正に行うことができるよう支援します。	・区市町村教育委員会主催の研修会 ・学校訪問指導	-	-	教育庁	
			研修会等を通して、児童・生徒の健康的なライフスタイルの確立を目指した性教育に関する指導方法の工夫・改善を行うことができるよう教員の授業力の向上を図ります。	・選択課題研修 健康教育 ・選択課題研修 保健室経営 A ・学校訪問指導			-
			区市町村教育委員会と連携し、公立学校における適正な性教育の実施及びその定着を図ります。	・健康教育担当指導主事連絡協議会 ・学校訪問指導			-
147	薬物対策の推進	覚せい剤等の薬物が女性をターゲットとして「ヤセ薬」・「ダイエット効果」と称されて密売され、女性の健康がおびやかされていることから、薬物の根絶と啓発に努めます。	通常業務を通して実施	-	警視庁		

	事業名	事業概要	平成19年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
(3) 男女平等参画とメディア					
ア メディアへの対応					
148	不健全図書類の区分陳列	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激する等、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	・東京都青少年健全育成審議会の開催 (不健全図書類の諮問) 12回 ・不健全図書類の立入調査 通年	29,062	青少年・治安対策本部
149	インターネット等に関する取組	「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。  インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子どもを守ります。	条例によるフィルタリングの告知・勧奨等を定める規定を整備(事業者及び保護者等への責務を課す。)し、普及促進を図る。  ファシリテーター養成講座の開催及びグループワークの実施 随時	-	青少年・治安対策本部  東京子ども応援協議会への補助金の一部
150	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	・ネット環境浄化のために、ハイテク犯罪対策協議会等と連携した広報啓発活動を推進します。 ・サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて違法・有害情報を収集し、対策と取締りを推進します。	通常業務を通して実施	-	警視庁
151	情報モラル教育の充実	教職員研修センター等において教員研修を実施し、性や暴力表現を扱ったメディアから児童・生徒を守ることを含め、情報を発信する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	・選択課題研修 ・IT活用能力育成研修	-	教育庁
152	庁内広報誌作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に周知します。	ポスター等作成時の留意事項について周知	-	生活文化スポーツ局